

税

税務署からのお知らせ

個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告と納付

個人事業者で、令和2年分の確定消費税額（地方消費税は含まれません）が48万円を超える人は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。中間申告の方法については、「前年実績による中間申告」と「仮決算に基づく中間申告」の2つの方法のいずれかによることができます。

なお、「令和2年分の確定消費税額」とは、令和2年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告若しくは期限後申告を行った場合または更正もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

【前年実績による中間申告】

令和2年分の確定消費税額に応じて、次の表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必

要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

なお、令和2年分の確定消費税額が400万円超となる場合の中間納付税額などについては、税務署まで問い合わせてください。

令和2年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和2年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	8月31日(火) 振替納税利用の場合の振替日(*) 9月28日(火)

(\*) 新たに振替納税を利用するには納付期限【8月31日(火)】までに、「振替納税依頼書」の提出が必要です。

【仮決算に基づく中間申告】

「前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて

計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けるとはできません。(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。) また、仮決算による中間申告書は、申請期限までご提出してください。

申告・問合せ先 泉佐野税務署  
(☎462-3471)



泉南府税事務所からの

お知らせ

個人事業者の納税通知書と第1・2期分の納付書を送付しました。各納期限までに納めてください。

※年間税額が1万円以下の場合には、第1期分の納付書のみです。

- 第1期分納期限：8月31日(火)
- 第2期分納期限：11月30日(火)

- 納付場所・方法
- 府税事務所
- 府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関

- コンビニエンスストアなど
- Pay-easy (府税の収納を扱う金融機関「ゆうちょ銀行を除く」の対応方法により納付が可能)
- PayB
- PayPay 請求書払い
- LINEPay 請求書支払い
- 楽天銀行コンビニ支払いサービス

また、納期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度もご利用ください。

問合せ先 泉南府税事務所  
(☎439-3601)

はじめての複式簿記 (入門編)

個人事業者のみなさんのために、簿記教室を開催します。簿記の基礎知識から複式簿記での記帳までを習得できます。経営の充実および青色申告特別控除55万円(65万円)適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでみませんか。

日時 9月7日(火)・10日(金)・14日(火)・17日(金)・21日(火)・24日(金) 午後1時30分～4時 (全6回)

対象 初めて簿記を学ぶ個人事業者・事業専従者  
定員 20人 (先着順)



講師 近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士  
教材費 2,445円 (税込)  
場所・申込・問合せ先 8月2日(月)～20日(金)にeメールで、氏名、事業所名、住所、電話番号(日中連絡が取れる電話)、メールアドレスを記入し、(公社)泉佐野納税協会(泉佐野税務署隣 ☎462-0634 eメール: izumisano@nk-net.co.jp)へ。電話での申し込みも可

市・府民税 第2期分の納期限は8月31日(火)です

問合せ先 税務課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納税が困難な場合には納税の猶予制度があります。

※詳しくは、問い合わせてください。府税のホームページをご覧ください。検索は「府税あらかると」で